中国四国防衛局達第　２　号
改正　平成２０年　３　月３１日中国四国防衛局達第　４　号
改正　平成２１年　３　月３１日中国四国防衛局達第　１　号
改正　平成２２年　３　月３０日中国四国防衛局達第　１　号
改正　平成２３年　３　月３１日中国四国防衛局達第　３　号
改正　平成２４年　４　月　６　日中国四国防衛局達第　１　号
改正　平成２５年　５　月１６日中国四国防衛局達第　４　号
改正　平成２６年　３　月３１日中国四国防衛局達第　１　号
改正　平成２７年　４　月１０日中国四国防衛局達第　５　号
改正　平成２８年　４　月　１　日中国四国防衛局達第　５　号
改正　平成２９年　３　月２９日中国四国防衛局達第　５　号
改正　平成３０年　３　月３０日中国四国防衛局達第　５　号
改正　平成３０年１１月２７日中国四国防衛局達第１０号
改正　平成３１年　３　月２９日中国四国防衛局達第　１　号
改正　令和　２　年　３　月２４日中国四国防衛局達第３０号
改正　令和　３　年　３　月３１日中国四国防衛局達第１１号
改正　令和　４　年　３　月３０日中国四国防衛局達第　６　号
改正　令和　５　年　４　月　７　日中国四国防衛局達第　３　号
改正　令和　５　年１０月１３日中国四国防衛局達第１０号

平成１９年９月１日

中国四国防衛局長　月橋　晴信

中国四国防衛局の内部組織に関する規則

目次

第１章　地方防衛局（第１条・第２条）
第２章　地方防衛事務所（第３条・第４条）
附則

第１章　地方防衛局

（課長補佐等）

第１条　中国四国防衛局の各課及び室に置かれる課長補佐及び室長補佐並びにその課長補佐及び室長補佐の職務は、別表第１に掲げるとおりとする。

（係）

第２条　中国四国防衛局の各課及び室に置かれる係の所掌事務は、別表第２に掲げるとおりとする。

第２章　地方防衛事務所

（課の所掌事務）

第３条　岩国防衛事務所に置かれる各課の所掌事務は、別表第３に掲げるとおりとする。

（係）

第４条　玉野防衛事務所及び岩国防衛事務所に置かれる係の所掌事務は、別表第４に掲げるとおりとする。

附　則

１　この達は、平成１９年９月１日から施行する。

２　企画部周辺環境整備課再編交付金第１係、企画部周辺環境整備課再編交付金第２係及び企画部周辺環境整備課再編交付金第３係は、次の事務をつかさどる。

（１）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成１９年法律第６７号）第６条の規定による再編交付金の交付に関すること。

（２）防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第９条第２項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。

（３）自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること（課長の指定する事項に限る。）。

附　則（平成２０年３月３１日中国四国防衛局達第４号）

この達は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日中国四国防衛局達第１号）

この達は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日中国四国防衛局達第１号）

この達は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日中国四国防衛局達第３号）

この達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月６日中国四国防衛局達第１号）

この達は、平成２４年４月６日から施行する。

附　則（平成２５年５月１６日中国四国防衛局達第４号）

この達は、平成２５年５月１６日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日中国四国防衛局達第１号）

この達は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１０日中国四国防衛局達第５号）

この達は、平成２７年４月１０日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日中国四国防衛局達第５号）

この達は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２９日中国四国防衛局達第５号）

この達は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日中国四国防衛局達第５号）

この達は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１１月２７日中国四国防衛局達第１０号）

この達は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日中国四国防衛局達第１号）

この達は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２４日中国四国防衛局達第３０号）

この達は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日中国四国防衛局達第１１号）

この達は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３０日中国四国防衛局達第６号）

この達は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月７日中国四国防衛局達３号）

この達は、令和５年４月７日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（令和５年１０月１３日中国四国防衛局達第１０号）

この達は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の施行の日から施行する。

別表第１　課（室）長補佐及びその課（室）長補佐の職務（第１条関係）

課（室）	区　　分	職　　務
総　務　課	課長補佐（総務、企画、審査担当）	命を受けて、総務係長、企画係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（人事、厚生担当）	命を受けて、人事係長及び厚生係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会　計　課	課長補佐（総務、会計、	命を受けて、総務係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	管理担当）	
	課長補佐（出納、審査担当）	命を受けて、出納係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約課	課長補佐（契約、契約審査担当）	命を受けて、契約第１係長、契約第２係長、契約審査第１係長及び契約審査第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方調整課	課長補佐（総務、企画担当）	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（連絡調整担当）	命を受けて、連絡調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地対策室	室長補佐（基地対策第１担当）	命を受けて、基地対策第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（基地対策第２～第４担当）	命を受けて、基地対策第２係長、基地対策第３係長及び基地対策第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方協力確保室	室長補佐（協力確保、企画調整担当）	命を受けて、協力確保第１係長、協力確保第２係長及び企画調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐（施設対策担当）	命を受けて、施設対策第１係長及び施設対策第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（障害防止、	命を受けて、障害防止係長及び道路係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	道路担当）	
	課長補佐（再編交付金第１・第２担当）	命を受けて、再編交付金第１係長及び再編交付金第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（再編交付金第３担当）	命を受けて、再編交付金第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
防音対策課	課長補佐（防音、移転措置担当）	命を受けて、防音係長及び移転措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（住宅防音第１・第２担当）	命を受けて、住宅防音第１係長及び住宅防音第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（住宅防音第３担当）	命を受けて、住宅防音第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課	課長補佐（業務、事故補償担当）	命を受けて、業務係長、事故補償第１係長及び事故補償第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（漁業補償担当）	命を受けて、漁業補償第１係長、漁業補償第２係長及び漁業補償第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設管理課	課長補佐（行政財産管理、行政財産台帳担当）	命を受けて、行政財産管理第１係長、行政財産管理第２係長、行政財産管理第３係長及び行政財産台帳係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、国有財産調査係長、緑化対策係長及び

	（国有財産調査､緑化対策、提供管理担当）	提供管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設企画室	室長補佐（施設企画第１担当）	命を受けて、施設企画第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（施設企画第２担当）	命を受けて、施設企画第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得課	課長補佐（取得担当）	命を受けて、取得係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（賃借契約担当）	命を受けて、賃借契約第１係長及び賃借契約第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
調達計画課	課長補佐（総務、企画担当）	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整担当）	命を受けて、計画調整第１係長及び計画調整第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
事業監理課	課長補佐（施設情報管理、事業監理担当）	命を受けて、施設情報管理第１係長、施設情報管理第２係長及び事業監理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐（建築担当）	命を受けて、建築第１係長、建築第２係長、建築第３係長、建築第４係長及び建築第５係長を指揮監督し、その事務を整理する。
土木課	課長補佐	命を受けて、土木第１係長及び土木第２係長を指揮

	（土木第１・第２担当）	監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（土木第３・第４担当）	命を受けて、土木第３係長及び土木第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（土木第５～第７担当）	命を受けて、土木第５係長、土木第６係長及び土木第７係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設備課	課長補佐（設備第１～第４担当）	命を受けて、設備第１係長、設備第２係長、設備第３係長及び設備第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第５～第７担当）	命を受けて、設備第５係長、設備第６係長及び設備第７係長を指揮監督し、その事務を整理する。

別表第２　係及びその係の所掌事務（第２条関係）

課（室）	係	所掌事務
総務課	総務係	１　機密に関すること。 ２　公文書類の審査及び進達に関すること。 ３　中国四国防衛局長（以下「局長」という。）及び総務部長の官印並びに局印の保管に関すること。 ４　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 ５　電報の受信及び発信に関すること。 ６　渉外に関すること。 ７　図書類の収集整理及び利用に関すること。 ８　局議の招集及び記録に関すること。 ９　当直に関すること。 10　前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企画係	１　中国四国防衛局の所掌事務に関する総合調整に関す

		ること。 2　中国四国防衛局の機構及び定員並びに運営に関する企画及び立案に関すること。 3　中国四国防衛局の行政の考査に関すること。 4　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和２７年法律第１４０号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。 5　中国四国防衛局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。 6　中国四国防衛局の事務能率の増進に関すること。 7　規則の審査に関すること。 8　中国四国防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
	審　査　係	1　中国四国防衛局の保有する情報の公開に関すること。 2　中国四国防衛局の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。 3　中国四国防衛局の保有する個人情報の保護に関すること。 4　広報に関すること。
	人　事　係	1　中国四国防衛局の職員（以下「職員」という。）及び中国四国防衛局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「派遣自衛官」という。）の服務及び規律に関すること。 2　職員の任用、補職、臨時的任用及び出向に関すること。 3　職員の試験及び選考に関すること。 4　派遣自衛官の補職に関すること。 5　職員の失職及び退職並びに分限免職に関すること。 6　職員の休職及び復職並びに身分保障に関すること。 7　職員の懲戒に関すること。 8　派遣自衛官の免職及び降任以外の懲戒に関すること。 9　職員の初任給の決定及び昇給に関すること。 10　前号に揚げるもののほか、職員及び派遣自衛官の給与に関すること。

		11　人事記録に関すること。 12　職員及び派遣自衛官の勤務評定に関すること。 13　職員及び派遣自衛官の教育訓練に関すること。 14　職員の退職手当及び恩給に関すること。 15　礼式、表彰及び服制に関すること。
	厚　生　係	1　職員及び派遣自衛官の福利厚生及び保健衛生に関すること。 2　職員及び派遣自衛官の安全保持に関すること。 3　職員及び派遣自衛官の公務災害補償に関すること。 4　防衛省共済組合中国四国防衛局支部に関すること。
会　計　課	総　務　係	1　会計課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　中国四国防衛局の所掌に係る経費（以下「経費」という。）及びその所掌に係る収入（以下「収入」という。）の予算に関すること。 3　出納官吏並びに支出負担行為担当官、官署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務担当職員の任免に関すること。 4　支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿の登記に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	会　計　係	1　資金前渡に関すること。 2　職員及び派遣自衛官の給与及び旅費の支給に関すること。 3　職員及び派遣自衛官の退職手当及び児童手当の支給に関すること。 4　庁費に係る経費による契約の締結に関すること（契約課の所掌に属する事務を除く。）。 5　中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関すること。 6　物品の売払いに関すること（業務課の所掌に属する事務を除く。）。
	管　理　係	1　中国四国防衛局所属の物品の取得及び管理（業務課の所掌に属する事務を除く。）に関すること。

		2　中国四国防衛局の庁舎（以下「庁舎」という。）及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること。 3　中国四国防衛局の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。 4　庁舎及び職員の宿舎の警備に関すること。 5　庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町村交付金法（昭和３１年法律第８２号）第２条第１項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）に関する事務に関すること。
	出　納　係	1　経費及び収入の決算に関すること。 2　徴収簿及び支出決定簿の登記に関すること。 3　経費の支払に関すること。 4　歳入歳出外現金の出納保管に関すること。 5　前渡資金の出納保管に関すること。 6　歳入徴収官事務に関すること。 7　債権の管理に関すること。
	審　査　係	1　経費の支出負担行為に関する審査に関すること。 2　経費の繰越に関すること。
契　約　課	契約第１係	1　契約課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　請負業者に関すること。 3　入札及び随意契約（会計課が所掌する庁費関係の随意契約並びに会計法第２９条の３第４項に基づく随意契約で総務部及び企画部の所掌に属するものを除く。）（以下「入札等」という。）の実施伺に関すること。 4　入札等の公告に関すること（契約審査第１係及び契約審査第２係の所掌に属する事務を除く。）。 5　入札等の執行に関すること。 6　入札等による契約（変更契約を含む。）に関すること（契約審査第１係及び契約審査第２係の所掌に属する事務を除く。）。 7　前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第７号に掲げる事務を除き、課長の指定す

		る事項に限る。）
	契約第２係	契約第１係の所掌事務（第１号及び第７号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	契約審査第１係	１　入札公告に係る審査（技術に関するものに限る。）に関すること。 ２　入札等の執行に関すること。 ３　入札等による契約に係る審査（技術に関するものに限る。）に関すること。 （課長の指定する事項に限る。）
	契約審査第２係	契約審査第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
地方調整課	総務係	１　企画部の公文書類の接受及び配布に関すること。 ２　企画部長の官印の保管に関すること。 ３　企画部の人事の内申に関すること。 ４　企画部の庁用品の供用に関すること。 ５　防衛施設地方審議会の庶務に関すること。 ６　企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 ７　前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企画係	１　企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 ２　企画部の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ３　防衛施設周辺環境整備法第９条第１項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。 ４　企画部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関すること。 ５　自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。

	連絡調整係	1　駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。 2　駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得（建設工事によるものに限る。）に関する計画に関すること。 3　駐留軍の使用に供されている施設及び区域の返還に関連して当該施設及び区域を移設（建設工事によるものに限る。）することに関する計画に関すること。 4　施設状況調書の作成に関すること。 （課長の指定する事項に限る。）
基地対策室	基地対策第１係	1　室内事務に関する連絡調整に関すること。 2　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 3　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号。以下「法」という。）第４条第１項第１２号及び第１９号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（局長の指定する事項に限る。）。 4　法第４条第１項第１号から第３号まで、第６号、第９号、第１３号及び第１４号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること。 （第１号に掲げる事務を除き、室長の指定する事項に限る。）
	基地対策第２係	基地対策第１係の所掌事務（第１号に掲げるものを除く。）に同じ。 （室長の指定する事項に限る。）
	基地対策第３係	基地対策第１係の所掌事務（第１号に掲げるものを除く。）に同じ。 （室長の指定する事項に限る。）

	基地対策第４係	基地対策第１係の所掌事務（第１号に掲げるものを除く。）に同じ。 （室長の指定する事項に限る。）
地方協力確保室	協力確保第１係	法第４条第１項第１号から第３号まで、第６号、第９号、第１２号から第１４号まで及び第１９号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。 （室長の指定する事項に限る。）
	協力確保第２係	協力確保第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する事項に限る。）
	企画調整係	１　自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。 ２　武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等のうち地方防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。 ３　前号に掲げるもののほか、法第４条第１項第２号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。 （第２号に掲げる事務を除き、室長の指定する事項に限る。）
周辺環境整備課	施設対策第１係	１　周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 ３　防衛施設周辺環境整備法第９条第２項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。 ４　防衛施設周辺環境整備法第３条第１項の規定による障害防止工事の助成及び防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成並びに自衛隊の施

		設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関すること。 5　前３号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（障害防止係、道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 6　第２号又は第４号の助成に係る地方公共団体、第３号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 7　前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第７号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）
	施設対策第２係	施設対策第１係の所掌事務（第１号及び第７号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	障害防止係	1　防衛施設周辺環境整備法第３条第１項の規定による障害防止工事の助成に関すること（道路係の所掌に属する事務を除く。）。 2　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 3　第１号の助成又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 4　防衛施設周辺環境整備法第９条第２項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること

		（課長の指定する事項に限る。）。
	道　路　係	1　防衛施設周辺環境整備法第３条第１項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路（農業用施設及び林業用施設であるものを含む。次号において同じ。）に係るものに関すること。 2　防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に係るものに関すること。 3　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復に関する事務のうち、道路に係るものに関すること。 4　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第１号及び第２号の措置に準ずるものに関すること。 5　第１号の助成に係る者、第２号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 6　防衛施設周辺環境整備法第９条第２項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること（課長の指定する事項に限る。）。
防音対策課	防　音　係	1　防音対策課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　防衛施設周辺環境整備法第３条第２項の規定による障害防止工事の助成に関すること。 3　防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関すること。 4　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区

		域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第２号及び前号の措置に準ずるものに関すること。 ５　第２号の助成に係る者、第３号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）
	移転措置係	１　防衛施設周辺環境整備法第５条第１項の規定による移転等の補償、同条第２項の規定による土地の買入れ及び同条第３項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。 ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。
	住宅防音第１係	１　防衛施設周辺環境整備法第４条の規定による第１種区域の指定、同法第５条第１項の規定による第２種区域の指定及び同法第６条第１項の規定による第３種区域の指定に関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第４条の規定による住宅防音工事の助成に関すること。 ３　自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 （課長の指定する事項に限る。）
	住宅防音第２係	住宅防音第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）

	住宅防音第３係	住宅防音第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
業務課	業務係	１　業務課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　業務課の所掌事務に係る経費に関する資料の作成に関すること。 ３　自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。 ４　駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。 ５　駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。 ６　駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。 ７　旧賠償指定機器の権利者への返還及びこの場合における引取費の補償に関すること。 ８　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること。 ９　前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	事故補償第１係	１　業務課の所掌事務に関する渉外事務に関すること（業務係の所掌に属する事務を除く。）。 ２　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第１８条第５項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあっせんその他必要な援助に関すること。 ３　合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和３７年総理府令第４２号）の規定に基づく賠償金、補償金及び見舞金の支給に関すること。 ４　日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた

		者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和２９年総理府令第６１号）の規定に基づく補償金、慰しゃ料及び見舞金に関すること。 ５　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第２６号）第１２条又は第１３条の規定に基づく請求の処理及び同法第５章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第２７号）第１２条又は第１３条の規定に基づく請求の処理及び同法第５章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。 ６　駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。 ７　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和３６年法律第２１５号）の規定に基づく給付金の支給に関すること。 ８　職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。
	事故補償第２係	事故補償第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	漁業補償第１係	１　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０５条第１項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和２７年法律第２４３号）第１条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第１３条第１項、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和２８年法律第２４６号）第１条第１項及び武力攻撃事態等及び存立危機事態にお

		けるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成１６年法律第１１３号）第１４条第１項の規定による損失の補償に関すること。 3　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。
	漁業補償第２係	漁業補償第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	漁業補償第３係	漁業補償第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
施設管理課	行政財産管理第１係	1　施設管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　自衛隊の施設に供される不動産の交換及び寄付の受納に関すること。 3　自衛隊の施設に供される国有財産の所管換若しくは使用（有償を含む。）又は所属替に関すること。 4　自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産を除く。以下同じ。）の境界の確定に関すること。 5　自衛隊の施設に供される民公有の不動産の管理に関すること。 6　自衛隊の施設に供される不動産の防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部並びに防衛装備庁（以下「防大等」という。）への供用に関すること。 7　自衛隊の施設に供される建物等の新築若しくは増築又は移築若しくは改築に関すること（建設工事を除く。）。 8　自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の用途変更及び用途廃止に関すること。 9　自衛隊の施設の権利者への返還に関すること。 10　前各号に掲げるもののほか、自衛隊の施設に供される行政財産の管理に関すること（緑化対策係及び国有財産調査係の所掌に属する事務を除く。）。

	11　前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第11号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）
行政財産管理第２係	行政財産管理第１係の所掌事務（第１号及び第１１号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
行政財産管理第３係	行政財産管理第１係の所掌事務（第１号及び第１１号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
行政財産台帳係	１　自衛隊の施設に供される行政財産に係る国有財産台帳に関すること。 ２　自衛隊の施設に供される行政財産の調査及び記録に関すること。 ３　自衛隊の施設に供される行政財産に係る報告書の調整に関すること。 ４　自衛隊の施設に係る交付金に関する事務に関すること（会計課の所掌に属する事務を除く。）。
国有財産調査係	自衛隊の施設に供される行政財産及び駐留軍の使用に供される一般会計所属普通財産の未登記に係るものの調査及び処理に関すること。
緑化対策係	１　防衛施設周辺環境整備法第６条の規定による緑地帯の整備等に関すること（防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 ２　前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産（以下「施設周辺行政財産」という。）の管理に関すること。 ３　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関すること。 ４　施設周辺行政財産に係る交付金に関する事務に関すること（会計課の所掌に属する事務を除く。）。

	提供管理係	1　駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関すること。 2　土地等調書の作成に関すること。 3　駐留軍の使用に供する施設及び区域並びに駐留軍が建設した財産に関する調査（駐留軍との共同調査を含む。）及び記録に関すること（第８号に掲げるものを除く。）。 4　駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関すること。 5　駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。 6　駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第８条第１項ただし書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし及び取りこわし条件付売払いに関すること（当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含む。）。 7　駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受けること及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関すること（第６号に掲げるもの並びに緑化対策係及び国有財産調査係の所掌に属する事務を除く。）。 8　駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用のあっせんに関すること。
施設企画室	施設企画第１係	1　自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。 2　駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。 3　前２号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。
	施設企画第２係	施設企画第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する事務に限る。）
施設取得課	取得係	1　施設取得課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。

		2　自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。 3　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払い（支払いに代わる工事を含む。）に関すること。 4　前２号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う必要な措置に関すること（総務課、周辺環境整備課及び施設補償課の所掌に属する事務を除く。）。 5　駐留軍の使用に供する施設及び区域の再配置計画に伴う必要な調査に関すること。 6　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入又は使用収用に関すること（総務課の所掌に属する事務を除く。）。 7　自衛隊の施設並びに駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復に関すること（周辺環境整備課の所掌に属する事務を除く。）。 8　自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償のうち使用期間中に行うものに関すること（周辺環境整備課の所掌に属する事務を除く。）。 9　前各号に掲げるもののほか、施設取得課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第９号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）
	賃借契約第１係	1　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借及び使用貸借に関すること。 2　駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。 （課長の指定する事項に限る。）
	賃借契約第２係	賃借契約第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）

調達計画課	総　務　係	1　調達部の公文書類の接受及び配布に関すること。 2　調達部長の官印の保管に関すること。 3　調達部の人事の内申に関すること。 4　調達部の庁用品の供用に関すること。 5　調達部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（計画調整第１係、計画調整第２係及び計画調整第３係の所掌に属する事務を除く。）。 6　前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企　画　係	1　調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関すること。 2　建設工事費の積算に関すること（他課及び計画調整第１係の所掌に属する事務を除く。）。 3　建設工事に係る統計に関すること。 4　調達部の所掌事務に関する争訟に関すること。
	計画調整第１係	1　建設工事の実施計画に関すること。 2　建設工事費の積算に関すること（課長の指定する事項に限る。）。 3　建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 （課長の指定する施設に限る。）
	計画調整第２係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
事業監理課	施設情報管理第１係	1　事業監理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。 3　前２号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第３号に掲げる事務を除き、課長の指定する施設に限る。）
	施設情報	施設情報管理第１係の所掌事務（第１号及び第３号に

	管理第２係	掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	事業監理係	１　建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整に関すること。 ２　建設工事の検査に関すること。 （課長の指定する施設に限る。）
建　築　課	建築第１係	１　建築課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　建築工事費の積算に関すること（課長の指定する事項に限る。）。 ３　前２号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	建築第２係	１　建築工事の設計及び設計書等の審査に関すること。 ２　建築工事費の積算に関すること。 ３　建築工事の施工の促進及び監督に関すること。 ４　建築工事に関する調査及び研究に関すること。 （課長の指定する施設に限る。）
	建築第３係	建築第２係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	建築第４係	建築第２係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	建築第５係	建築第２係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
土　木　課	土木第１係	１　土木課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　土木工事の設計及び設計書等の審査に関すること。 ３　土木工事費の積算に関すること。 ４　土木工事の施工の促進及び監督に関すること。 ５　土木工事に関する調査及び研究に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定す

		る施設に限る。）
	土木第２係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	土木第３係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	土木第４係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	土木第５係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	土木第６係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	土木第７係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
設　備　課	設備第１係	１　設備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　設備工事費の積算に関すること。 ３　設備工事の設計及び設計書等の審査に関すること。 ４　設備工事の施工の促進及び監督に関すること。 ５　設備工事に関する調査及び研究に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する施設に限る。）
	設備第２係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。

		（課長の指定する施設に限る。）
	設備第３係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	設備第４係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	設備第５係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	設備第６係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
	設備第７係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する施設に限る。）
装備課	管理係	１　装備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関すること。 ３　官給品等に関する業務の総括に関すること。 ４　原価監査及び検査等の指令に関すること。 ５　検査等の実施計画の調整に関すること。 ６　検査等の基準に関すること。 ７　原価監査報告書、監査報告書及び検査調書の審査に関すること。 ８　前各号に掲げるもののほか、装備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

別表第３　岩国防衛事務所に置かれる各課の所掌事務（第３条関係）

課	所　掌　事　務

業　務　課	1　地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成２５年防衛省訓令第３２号。以下「訓令」という。）第２０９条第１項第１号、第７号及び第９号から第１３号までに掲げる事務に関すること。 2　訓令第２０９条第２項第２号に掲げる事務に関すること。 3　前号に掲げるもののほか、岩国防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
施　設　課	訓令第２０９条第１項第２号から第５号まで及び第１４号から第２０号までに掲げる事務に関すること。

別表第４　（第４条関係）

1　玉野防衛事務所の係及びその係の所掌事務

係	所　掌　事　務
総　務　係	1　訓令第２０９条第４項第１号、第２号、第８号及び第９号に掲げる事務に関すること。 2　官給品等に関する業務の総括に関すること。 3　原価監査及び検査等の指令に関すること。 4　検査等の実施計画の調整に関すること。 5　検査等の基準に関すること。 6　原価監査報告書、監査報告書及び検査調書の審査に関すること。 7　前各号に掲げるもののほか、玉野防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2　岩国防衛事務所の係及びその係の所掌事務

課等	係	所　掌　事　務
業　務　課	業　務　係	1　訓令第２０９条第１項第１号、第７号及び第９号から第１３号までに掲げる事務に関すること（所長の指定する事項に限る。）。 2　訓令第２０９条第２項第２号に掲げる事務に関すること。 3　前号に掲げるもののほか、岩国防衛事務所の所掌事

		務で他の所掌に属しないものに関すること。
施　設　課	施　設　係	訓令第２０９条第１項第２号から第５号まで及び第１４号から第２０号までに掲げる事務に関すること。 （所長の指定する事項に限る。）